○国土交通省告示第九百七十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「協定規則第十号第四改訂版」を「協定規則第十号第五改訂版」に改める。

第九条第三十三項中「貨物の運送の用に供する自動車」を「平成三十年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車」に、「平成二十八年十月三十一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車に限る。」を「平成二十八年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。」に、「同規則第十一改訂版補足第十改訂版」を「同規則第十一改訂版補足第十一改訂版」に改め、同条第三十四項から第三十六項までの規定中「同規則第十一改訂版補足第十改訂版」を「同規則第十一改訂版補足第十一改訂版」に改め、同条第三十七項中「同規則第十一改訂版補足第九改訂版」を「同規則第十一改訂版補足第十一改訂版」に改める。

第十四条第十三項の次に次の一項を加える。

14　次の各号に掲げる自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第九百七十五号）による改正前の細目告示第二十一条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十九年十月八日以前に製作された自動車

二　平成二十九年十月九日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成二十九年十月九日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）

ロ　平成二十九年十月八日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更のないもの

ハ　平成二十九年十月九日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものに限る。）であって、平成二十九年十月八日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの

ニ　国土交通大臣が定める自動車

第十八条第四項中「同規則補足第2改訂版の」を「同規則補足第3改訂版の規則」に改める。

第二十二条第十項中「同規則補足第2改訂版」を「同規則補足第3改訂版」に改める。

第二十四条第四項の次に次の一項を加える。

5　平成二十六年三月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第三十五条第二項第三号、第百十三条第二項第三号及び第百九十一条第二項第三号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第三百四十一号）による改正前の細目告示第三十五条第二項第三号、第百十三条第二項第三号及び第百九十一条第二項第三号の規定に適合するものであればよい。

第二十九条第七項中「協定規則第百二十三号改訂版補足第五改訂版5・3・1・」を「協定規則第百二十三号改訂版補足第六改訂版5・3・2・1・」に改め、同条第十五項及び第十七項中「同規則改訂版補足第5改訂版」を「同規則改訂版補足第6改訂版」に、「協定規則第123号改訂版補足第5改訂版」を「協定規則第123号補足第6改訂版」に改める。

第三十条第十三項及び第十四項中「協定規則第19号第4改訂版補足第4改訂版」を「協定規則第19号第4改訂版補足第6改訂版」に改める。

第五十条第一項の次に次の一項を加える。

2　平成二十九年十月八日以前に製作された停止表示器材及び平成二十九年十月九日以降に製作されたもののうち平成二十九年十月八日以前に指定を受けたものについては、細目告示第六十六条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第九百七十五号）による改正前の細目告示第六十六条の規定に適合するものであればよい。

第五十一条第三項中「協定規則第10号第4改訂版」を「協定規則第10号第5改訂版」に改める。

第五十九条第三項の次に次の一項を加える。

4　平成二十六年三月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第七十七条第四項第一号、第百五十五条第四項第一号及び第二百三十三条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第三百四十一号）による改正前の細目告示第七十七条第二項第二号、第百五十五条第二項第二号及び第二百三十三条第二項第二号の規定に適合するものであればよい。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百七十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「第二条第三号の六の操作装置」を「第二条第三号の六のかじ取装置」に、「第十号第四改訂版」を「第十号第五改訂版」に、「第二十七号第三改訂版」を「第二十七号第四改訂版」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第百四十三号

平成十七年東北地方整備局告示第百三十三号により定めた北上川水系雫石川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月九日

東北地方整備局長　縄田　正

○東北地方整備局告示第百四十四号

最上川水系立谷沢川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月九日

東北地方整備局長　縄田　正